

## 事業名：精神障害者相談員設置事業

福祉課 障がい福祉係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	04 障がい者福祉の充実								
基本事業	99 施策の総合推進								
開始年度	平成元年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	

## 事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

精神障がい者

手段（事務事業の内容、やり方）

専任相談員により定期及び随時相談を行い、精神障がい者の社会的自立と家族の支援を行う。精神障がい関連施設等に委託して実施。相談は平日の日中で、予約は不要。（委託先：NPO法人 江別精神障がい者福祉会）

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

精神障がいをもつ患者本人及び家族が日常生活を営む上での悩みを相談することで、不安を解消し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようになる。

## 指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	精神障がい者数（4月1日）（自立支援（精神通院）支給認定者数）	人	1,580	1,671	1,780	1,671
対象指標2						
活動指標1	相談開設日数	日	237	243	243	243
活動指標2						
成果指標1	年間延べ相談件数	件	338	343	328	343
成果指標2						
事業費(A)		千円	1,881	1,881	1,881	1,881
正職員人件費(B)		千円	1,204	802	1,172	1,174
総事業費(A+B)		千円	3,085	2,683	3,053	3,055

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	相談委託	相談委託費 1,881千円

事業を取り巻く環境変化
事業開始背景
事業を取り巻く環境変化
平成元年より道の「市町村障害者社会参加促進事業」の要綱に基づき実施。

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠 精神障がいに対して理解と熱意のある相談者を配置し相談に応じることは、回復者及び家族が抱える悩みや問題を表出でき、解決の糸口を共に探ることで社会での孤立化を防ぎ、社会参加と自立促進につながることから行政の役割である。
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠 精神障がい回復者は障がい固定しておらず、社会生活を営む中でさまざまな誘因によって病状の安定を欠き、人との交流がもてないばかりか日常の基本的な生活にも支障をきたす特徴をもつことから、障がい者及び家族の相談に応じ、病状の理解と具体的なアドバイスが受けられることは自立や社会参加につながり、事業が果たす役割は大きい。
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠 精神障がい者が地域で安心して生活するため、本人及び家族からの相談に応じ、具体的なアドバイスをしており、毎年300件以上の相談件数がある。
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠 精神障がい者数は今後も増加が見込まれることから、相談機関の設置は障がい者及び家族にとって社会生活を営む上で重要である。相談日程等は広報で毎月周知しているが、新規の相談者の増加のためには随時相談も含めてさらに周知をはかる手立てを考えていくことが必要（関係機関職員へのPR等）。
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありませんか？	
ある なし	理由 根拠 障がい者の相談支援充実の観点からコスト削減は難しい。（相談料は無料）